

就学指定校変更及び区域外就学に係る許可基準

平成21年1月28日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令第8条の規定に基づく指定した小学校又は中学校の変更及び同令第9条第1項の規定に基づく保護者から区域外就学の承諾を求められたときの許可基準について、必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 朝霞市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、保護者から就学指定校変更及び区域外就学の願い出があり、別表に該当する場合には、就学指定校変更及び区域外就学を許可することができる。

(転居の際の特例)

第3条 転居に伴い就学指定校変更希望期間が次のいずれかに該当する期間内の願い出は、市教育委員会は許可したものとみなす。

- (1) 小学校6年生及び中学3年生は、卒業式の翌日から3月26日まで
- (2) 学年末休業日（3月27日から3月31日まで）
- (3) 12月25日から12月31日まで

第4条 転居に伴う次の各号の就学指定校変更の願い出は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 学年末休業日（3月27日から3月31日まで）の期間における小学校5年生及び中学校2年生は、最終学年とみなすことができる。この場合において、最終学年としての願い出は、就学指定校変更希望期間を4月1日からとし、市教育委員会は許可することができる。
- (2) 冬期休業日中、12月25日から12月31日の期間における学期途中としての願い出は、就学指定校変更希望期間を1月1日からとし、市教育委員会は許可することができる。
- (3) 新入学前の小学校1年生で4月1日前の願い出は、就学指定校変更希望期間を4月1日からとし、市教育委員会は許可することができる。

附 則

この基準は、平成 6 年 8 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 2 0 年 6 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。